

農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 構 想

令和5年9月

大 館 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営 の指標・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する 事項・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
	2 市が主体的に行う取組	
	3 関係機関との連携・役割分担の考え方	
	4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・ 相互提供	
第5	効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目 標その他農用地の利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・	15
	1 効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
	2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	1 地域計画推進事業に関する事項（農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協 議の場の設置の方法、同法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準そ 他同法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項）	
	2 利用権設定等促進事業に関する事項	
	3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準そ の他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
	4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項等	
	5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する 事項	
	6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第7	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	31

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市は、県内陸北部に位置し総面積9,322haのうち、約8%にあたる7,640haが耕地として利用されている。奥羽山脈と出羽丘陵の間を東西に流れる米代川流域に形成された大館盆地を中心に農地が拓け、稲作を基幹とした畜産・野菜等との複合による農業経営を展開してきた。

農業用水は、その大部分を河川に依存し、取水施設や用水路等の農業水利施設の整備が進んだこと等により全体的に安定的な供給が確保されている。

本市の気候は、積雪寒冷地帯の内陸性盆地気候に属し、積雪期間は12月から翌年3月下旬の長期間におよび農業振興を図るうえで大きな制約となっているが、夏期の梅雨が短く比較的冷涼な気候であり気温の日較差（一日の最高気温と最低気温の差）が大きいことや日照率（可照時間に対する日照時間の割合）が高いことから、果樹等（りんご等）・野菜を生産するうえで好適な条件となっている。

- 2 本市の農業は、これまで高い技術と豊かな資源、勤勉な市民性に支えられ、米を中心とする農産物の安定供給を通じて本市経済の振興と農家生活の向上に大きく寄与してきたところである。しかし、基幹作目である水稻は、食味や品質、安定供給により評価は得ているものの、米政策の見直しや産地間競争の激化により米価が低迷し、水稻を主体とした農業経営は厳しい状況下にある。米依存からの脱却を掲げ、収益性の高い野菜や花き、畜産など多様な農業の持続的発展の展開を図る必要がある。

一方で、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少や農業従事者の高齢化を背景とした労働力・後継者不足の顕在化や、ICT等を活用した技術革新の進展、ポストコロナにおける消費者ニーズの多様化などへの対応が喫緊の課題となっている。

- 3 本市の交通体系はJR奥羽本線、花輪線や国道7号、103号、285号が縦横に走り、大館能代空港、東北縦貫自動車道に加え、日本海沿岸東北自動車道の開通など着実な発展を見せている。

こうした交通ネットワークの整備により、東北各地をはじめ首都圏等への効率的な物流ルートが構築され、農産物への多様なニーズに対し、機動的に対応できる流通・販売体制の確立が期待される。

- 4 これらから、本市の方向性として経営基盤強化に向けた農業経営の法人化を含め、複合型生産構造への転換を加速するとともに生産性向上や省力化等の実現に向け、ほ場整備の推進とともにICTを活用したスマート農業を普及する必要がある。さらに、消費者ニーズに対応し食品に対する安全・健康志向等に応えることや環境と調和した持続性の高い農業の展開、食品産業との連携強化等販路の多元化を進める必要がある。また、過疎化・高齢化が進む中で、持続可能な農業構造の実現に向け、後継者の確保・育成や農地の集積・集約化等を進め、円滑な農業経営等を図る必要がある。

5 このような地域の農業構造の現状及びその見通しを踏まえ、農業が魅力とやりがいのある職業となるよう農業経営の目指すべき目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

また、効率的かつ安定的な農業経営体が本市農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、経営の合理化を図るものとする。加えて、増加傾向にある遊休農地及び今後遊休農地となるおそれがある農地の実態把握と発生防止・解消、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

本市を含む県内における優良な農業経営の事例を踏まえたうえで、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間以内）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者1人当たりの所得と均衡する年間農業所得450万円程度を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営が本市における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

この目標を達成するため、「第3次大館市農業ビジョン」のもと、地域における話し合いを基本として、次のそれぞれについて取組を行うものとする。

- ① 土地利用型農業については、「農地中間管理事業」、「農業経営基盤強化促進事業」等の積極的な活用により、利用権の設定等の促進及び農作業受託の積極的な促進を図り規模拡大を推進する。
- ② 集約型農業については、収益性の高い戦略作物の新規栽培者の確保や革新技術の導入、労働力の確保、団地化の推進など、戦略作物の定着と規模拡大を図り、これを基幹とした産地の形成を推進する。
- ③ ほ場条件が不利な中山間地域においては、消費者ニーズの多様化に対応した地域特産物等の高付加価値型農業を推進する。
- ④ 生産性の向上や農作業の省力化・軽労化の実現に向け、ほ場整備の実施による大区画化及び団地化や、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、ICT・ロボット技術等を活用したスマート農業の普及・拡大を図る。
- ⑤ 地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）により担い手を中心とした目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するとともに、地域農業の中心的な担い手である集落営農の統合・再編を推進し、より競争力の高い経営体の確保と次代への円滑な経営継承を図る。

- ⑥ 新たな雇用を創出できる企業的な農業経営の実践に向け、経営規模や内容等に応じた経営管理能力の向上を図る。
- ⑦ 農地、機械・施設労働力等の地域内の農業生産資源を効率的に活用し、兼業農家
が他産業に従事しながら安心して農作業に従事できるよう、地域農業を維持・発展
できるシステムづくりを推進する。
- ⑧ 農業就業人口の約半数を占める女性農業者は農業生産の重要な担い手であること
から、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者の集落営農組織への参画、
家族経営協定等を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

(2) 新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成

① 新規就農の現状と新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市における新規就農者は雇用就農を含め令和2年度以前の過去5年間の累計40人で平均すると8人／年であった。農業従事者の高齢化が進み、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保するためには、現状の新規雇用者数を維持することが必要不可欠であるため、今後の新規就農者を10年間で80人（8人／年以上）の確保を目標に設定するものである。

② 新たに農業を営もうとする青年等の農業所得に関する目標数値

新たに農業を営もうとする青年等にとって、農業が魅力とやりがいのある職業として選択されることが必要であり、実現可能な所得水準は、就農時の年齢や家族構成、親等の経営基盤の有無、経営作目等により大きく異なるため、実態に即した目標設定が必要である。

このため青年等が農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（（1）で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得225万円以上）を目標とする。

また、経営基盤を持たない新規参入者等が、生産サイクルが長く収入を得るまで長い時間を要する果樹等に取り組む場合は、（1）で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の3割以上とするなど、状況を勘案し目標設定できるものとする。

③ 新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けた取組

新たに農業を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県や農業協同組合、農業法人等の指導により、関係機関・団体が総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には農業経営改善計画の認定へと誘導していくものとする。

(3) 地域の実情に即した多様な担い手の位置づけ

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持発展のため、各地域の実態に即し、多様な担い手を次のように位置づけ、その育成を図る。

・育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に応じて農作業受託組織を中心に多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体として体制の整ったものについては法人化への誘導を図る。

集落営農組織等については、農地管理の面において重要な役割を担っている現状を踏まえつつ組織全体による法人化、組織内のオペレータ等の専従的農業者による法人化を加速することにより、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

併せて、経営基盤の強化や次世代への円滑な経営継承を図るため、県や農業協同組合等の関係機関と連携し、地域や組織のニーズに合わせた集落営農の構造再編を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の5の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市を含む県内の市町村において展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型について次のとおり示すものである。

1 個別経営体

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
1 水稲＋大豆 <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 1,600 a 計 2,000 a <土地利用> 水稲 1,200 a 大豆 800 a 計 2,000 a	主食用米（移植） 主食用米（多収） 大豆	800 a 400 a 800 a	<経営収支> 粗収益 23,115 千円 経営費 15,433 千円 （うち雇用費 480 千円） 所得 7,682 千円 （主たる従事者 6,882 千円） （補助的従事者 800 千円） <労働時間> 家族1人当たり 924 時間 臨時雇用（年間） 75 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、大豆コンバイン刈幅2m、乾燥機30石2基等の水稲・大豆用機械一式 <その他> ・主食用米 多収品種による収益確保
2 水稲＋飼料用米＋加工用米 <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 1,600 a 計 2,000 a <土地利用> 水稲 2,000 a	主食用米（移植） 飼料用米（移植） 加工用米（移植）	1,200 a 400 a 400 a	<経営収支> 粗収益 24,471 千円 経営費 17,313 千円 （うち雇用費 956 千円） 所得 7,158 千円 （主たる従事者 6,358 千円） （補助的従事者 800 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,026 時間 臨時雇用（年間） 150 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン5条、乾燥機30石4基等の水稲用機械一式 <その他> ・飼料用米、加工用米 多収品種による収益確保
3 水稲＋野菜(えだまめ) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 800 a 計 1,200 a <土地利用> 水稲 500 a 野菜 700 a 計 1,200 a	主食用米（移植） えだまめ（中生） えだまめ（中晩生） えだまめ（晩生）	500 a 250 a 250 a 200 a	<経営収支> 粗収益 28,922 千円 経営費 23,479 千円 （うち雇用費 3,923 千円） 所得 5,443 千円 （主たる従事者 4,643 千円） （補助的従事者 800 千円） <労働時間> 家族1人当たり 941 時間 臨時雇用（年間） 613 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、管理機、防除機、脱莢機、選別機等のえだまめ用機械一式 <その他> ・エダマメ 8～10月出荷
4 水稲＋野菜(ねぎ) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稲 880 a 野菜 220 a 計 1,100 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） ねぎ（夏どり） ねぎ（秋冬どり） ねぎ（囲い）	660 a 220 a 110 a 80 a 30 a	<経営収支> 粗収益 31,755 千円 経営費 21,827 千円 （うち雇用費 1,517 千円） 所得 9,928 千円 （主たる従事者 8,328 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,603 時間 臨時雇用（年間） 237 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、収穫機、根葉切り皮むき機、管理機等のねぎ用機械一式 <その他> ・ねぎ 7～12月出荷

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
5 水稲＋野菜(アスパラガス) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稲 980 a 野菜 120 a 計 1,100 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） アスパラガス（長期どり） アスパラガス（施設半促成）	660 a 270 a 170 a 1,000 m ²	<経営収支> 粗収益 23,509 千円 経営費 17,069 千円 （うち雇用費 800 千円） 所得 6,440 千円 （主たる従事者 4,840 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,372 時間 臨時雇用（年間） 125 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、パイプハウス330m ² 2棟、管理機、防除機、選別機等のアスパラガス用機械一式 <その他> ・アスパラガス 4～10月上旬出荷
6 水稲＋野菜(トマト) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 730 a 計 1,130 a <土地利用> 水稲 1,100 a 野菜 30 a 計 1,130 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） トマト（施設夏秋どり）	660 a 440 a 3,000 m ²	<経営収支> 粗収益 22,592 千円 経営費 16,131 千円 （うち雇用費 235 千円） 所得 6,461 千円 （主たる従事者 4,860 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,408 時間 臨時雇用（年間） 37 人日	<機械等装備> トラクター32ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、ハウス330m ² 9棟、灌水設備、防除機等のトマト用機械一式 <その他> ・トマト 6～11月出荷
7 水稲＋野菜(きゅうり) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稲 1,060 a 野菜 40 a 計 1,100 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） きゅうり（露地夏秋どり） きゅうり（施設半促成） きゅうり（施設抑制）	660 a 400 a 20 a 1,000 m ² 1,000 m ²	<経営収支> 粗収益 21,742 千円 経営費 15,598 千円 （うち雇用費 1,154 千円） 所得 6,144 千円 （主たる従事者 4,544 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,494 時間 臨時雇用（年間） 180 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、ハウス330m ² 3棟、灌水設備、防除機等のきゅうり用機械一式 <その他> ・きゅうり 5～11月出荷
8 水稲＋野菜(すいか) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稲 980 a 野菜 120 a 計 1,100 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） すいか（露地トンネル） すいか（露地） すいか（露地、抑制）	660 a 330 a 60 a 30 a 20 a	<経営収支> 粗収益 23,022 千円 経営費 15,163 千円 （うち雇用費 582 千円） 所得 7,859 千円 （主たる従事者 6,259 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 977 時間 臨時雇用（年間） 91 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、マルチャー、玉磨き機、管理機、防除機等のすいか用機械一式 <その他> ・すいか 7/中～8/下出荷

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
9 水稲＋花き(小ギク、スプレーギク) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 540 a 計 940 a <土地利用> 水稲 850 a 花き 90 a 計 940 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） 小ギク（露地） スプレーギク（施設）	540 a 310 a 80 a 1,000 m ²	<経営収支> 粗収益 23,984 千円 経営費 18,539 千円 （うち雇用費 1,882 千円） 所得 5,445 千円 （主たる従事者 4,645 千円） （補助的従事者 800 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,386 時間 臨時雇用（年間） 294 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、パイプハウス330m ² 3棟、下葉取り機、結束機、管理機等のキク専用機械一式 <その他> ・小ギク 露地7/下～8/中出荷 ・スプレーギク 施設10/上～中出荷
10 水稲＋花き(リンドウ) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 計 900 a <土地利用> 水稲 750 a 花き 150 a 計 900 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） リンドウ（露地）	540 a 210 a 150 a	<経営収支> 粗収益 29,939 千円 経営費 24,379 千円 （うち雇用費 4,427 千円） 所得 5,560 千円 （主たる従事者 4,760 千円） （補助的従事者 800 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,529 時間 臨時雇用（年間） 692 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、下葉取り機、結束機、管理機、防除機等のリンドウ用機械一式 <その他> ・リンドウ 露地7/上～9/下出荷
11 水稲＋花き(ダリア) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 540 a 計 940 a <土地利用> 水稲 870 a 花き 70 a 計 940 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） ダリア（施設） ダリア（露地）	540 a 330 a 1,000 m ² 60 a	<経営収支> 粗収益 24,518 千円 経営費 18,377 千円 （うち雇用費 835 千円） 所得 6,141 千円 （主たる従事者 4,541 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,677 時間 臨時雇用（年間） 130 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、ハウス330m ² 3棟、灌水設備、管理機等のダリア用機械一式 <その他> ・ダリア 6/中～12/上出荷
12 水稲＋果樹(りんご) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 600 a 樹園地 120 a 計 1,120 a <土地利用> 水稲 1,000 a 果樹 120 a 計 1,120 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） りんご	600 a 400 a 120 a	<経営収支> 粗収益 21,986 千円 経営費 16,424 千円 （うち雇用費 556 千円） 所得 5,562 千円 （主たる従事者 4,762 千円） （補助的従事者 800 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,604 時間 臨時雇用（年間） 87 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、スピードスプレーヤ、運搬車、乗用型モーター、高所作業車等のりんご用機械一式 <その他> ・りんご わい化栽培50%,6品種

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
13 水稲＋果樹(りんご, おうとう) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a <u>樹園地 130 a</u> 計 1,030 a <土地利用> 水稲 900 a 果樹 130 a 計 1,030 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） りんご おうとう	540 a 360 a 100 a 30 a	<経営収支> 粗収益 23,712 千円 経営費 17,187 千円 （うち雇用費 338 千円） 所得 6,525 千円 （主たる従事者 4,925 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,315 時間 臨時雇用（年間） 53 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、雨よけハウス12棟、スピードスプレーヤ、乗用型モアア、高所作業車、管理機等のりんご・おうとう用機械一式 <その他> ・りんご わい化栽培50%,5品種
14 水稲＋果樹(りんご, もも) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a <u>樹園地 130 a</u> 計 1,030 a <土地利用> 水稲 900 a 果樹 130 a 計 1,030 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） りんご もも	540 a 360 a 100 a 30 a	<経営収支> 粗収益 22,696 千円 経営費 16,079 千円 （うち雇用費 165 千円） 所得 6,617 千円 （主たる従事者 5,017 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,303 時間 臨時雇用（年間） 26 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、スピードスプレーヤ、運搬車、乗用型モアア、高所作業車、管理機、防風ネット等のりんご・もも用機械一式 <その他> ・りんご わい化栽培50%,5品種
15 水稲＋きのこ(菌床椎茸) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a <u>施設用地 20 a</u> 計 920 a <土地利用> 水稲 900 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） 菌床椎茸	540 a 360 a 4万菌床	<経営収支> 粗収益 41,944 千円 経営費 35,726 千円 （うち雇用費 535 千円） 所得 6,218 千円 （主たる従事者 4,618 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,952 時間 臨時雇用（年間） 84 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、菌床椎茸用パイプハウス264m ² 6棟、散水・動力・暖房・空調等設備等の菌床椎茸用機械一式 <その他> ・菌床椎茸 2万菌床×2回転
16 水稲＋畜産(肉用牛繁殖) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a <u>施設用地 7 a</u> 計 907 a <土地利用> 水稲 900 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） 肉用牛（繁殖）	540 a 360 a 40 頭	<経営収支> 粗収益 35,794 千円 経営費 25,438 千円 （うち雇用費 51 千円） 所得 10,356 千円 （主たる従事者 8,756 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,376 時間 臨時雇用（年間） 8 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、牛舎500m ² 、堆肥舎125m ² 、フロントローダー、ダンプトラック等の肉用牛用機械一式 <その他> ・肉用牛繁殖 経産牛40頭（黒毛和種）

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
17 水稲＋畜産(比内地鶏) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 施設用地 15 a 計 915 a <土地利用> 水稲 900 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） 比内地鶏	540 a 360 a 8,000 羽	<経営収支> 粗収益 28,566 千円 経営費 21,374 千円 （うち雇用費 46 千円） 所得 7,192 千円 （主たる従事者 5,592 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,182 時間 臨時雇用（年間） 7 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、鶏舎264㎡4棟、育雛舎99㎡4棟等の比内地鶏用機械一式 <その他> ・比内地鶏 4,000羽×2回転
18 野菜单ー(ねぎ) <経営規模> 水田自作地 320 a	ねぎ（夏どり） ねぎ（秋冬どり） ねぎ（囲い）	140 a 150 a 30 a	<経営収支> 粗収益 31,257 千円 経営費 22,376 千円 （うち雇用費 2,680 千円） 所得 8,881 千円 （主たる従事者 7,281 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,447 時間 臨時雇用（年間） 419 人日	<機械等装備> トラクター37ps、作溝成形機、管理機、収穫機、根葉切皮むき機、結束機等のねぎ用機械一式 <その他> ・ねぎ 8月～1月出荷
19 野菜单ー(えだまめ) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 600 a 計 1,000 <土地利用> えだまめ 1,000 a	えだまめ(露地極早生) えだまめ(露地早生) えだまめ(露地中生) えだまめ(露地中晩生) えだまめ(露地晩生)	50 a 150 a 300 a 300 200	<経営収支> 粗収益 32,272 千円 経営費 25,780 千円 （うち雇用費 4,726 千円） 所得 6,492 千円 （主たる従事者 4,892 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 749 時間 臨時雇用（年間） 738 人日	<機械等装備> トラクター32ps、収穫機管理機、防除機、脱莢機、選別機2台等のえだまめ用機械一式 <その他> ・えだまめ 7月～10月出荷
20 花き単ー(小ギク,輪ギク,トルコギキョウ) <経営規模> 水田自作地 140 a	小ギク(露地) 輪ギク(施設) トルコギキョウ(施設)	100 a 2,000 ㎡ 2,000 ㎡	<経営収支> 粗収益 25,325 千円 経営費 20,017 千円 （うち雇用費 3,869 千円） 所得 5,308 千円 （主たる従事者 4,508 千円） （補助的従事者 800 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,627 時間 臨時雇用（年間） 605 人日	<機械等装備> トラクター32ps、管理機、自走式ブームスプレイヤー、フラワーバインダー等のキク類・トルコギキョウ用機械一式 <その他> ・キク類 7月下旬～8月中旬出荷 ・トルコギキョウ 10月出荷

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
21 果樹単一(りんご) <経営規模> 樹園地 240 a	りんご（普通） りんご（わい化）	100 a 100 a	<経営収支> 粗収益 19,500 千円 経営費 13,157 千円 （うち雇用費 208 千円） 所得 6,343 千円 （主たる従事者 4,743 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,432 時間 臨時雇用（年間） 33 人日	<機械等装備> スピードスプレーヤ、運搬車、乗用型モア-、高所作業車、防除機等のりんご用機械一式 <その他> ・りんご わい化栽培50%,6品種
22 畜産単一(肉用牛) 繁殖肥育一貫	肥育牛（肥育） 肉用牛（繁殖）	40 頭 30 頭	<経営収支> 粗収益 30,785 千円 経営費 24,019 千円 （うち雇用費 0 千円） 所得 6,766 千円 （主たる従事者 5,966 千円） （補助的従事者 800 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,452 時間 臨時雇用（年間） 0 人日	<機械等装備> 牛舎540㎡、堆肥舎113㎡、トラクター25ps、フロントローダー等の肉用牛用機械一式 <その他> ・肉用牛 子牛生産頭数28頭 肥育牛販売頭数24頭
23 きのこと単一(菌床椎茸) <経営規模> 施設用地 24 a	菌床椎茸	6万菌床	<経営収支> 粗収益 46,398 千円 経営費 39,585 千円 （うち雇用費 607 千円） 所得 6,813 千円 （主たる従事者 5,213 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 2,000 時間 臨時雇用（年間） 130 人日	<機械等装備> 菌床椎茸用パイプハウス264㎡9棟、散水・動力・暖房・空調設備、除雪機等の菌床椎茸用機械一式 <その他> ・菌床椎茸 3万菌床×2回転
24 野菜单一(ねぎ) ～ 新規就農 ～ <経営規模> 水田借地 200 a <土地利用> 野菜 200 a	ねぎ（夏どり） ねぎ（秋冬どり） ねぎ（囲い）	80 a 100 a 20 a	<経営収支> 粗収益 19,491 千円 経営費 14,483 千円 （うち雇用費 1,570 千円） 所得 5,008 千円 （主たる従事者 4,208 千円） （補助的従事者 800 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,422 時間 臨時雇用（年間） 246 人日	<機械等装備> トラクター37ps、作溝成形機、管理機、収穫機、根葉切皮むき機、結束機等のねぎ用機械一式 <その他> ・ねぎ 8月～12月出荷

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
25 花き単一(キク類他) ～ 新規就農 ～ <経営規模> 水田借地 100 a <土地利用> 花き 100 a	小ギク(露地) 輪ギク(施設) トルコギキョウ(施設)	80 a 1,000 m ² 1,000 m ²	<経営収支> 粗収益 16,983 千円 経営費 13,769 千円 (うち雇用費 2,409 千円) 所 得 3,214 千円 (主たる従事者 2,414 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,381 時間 臨時雇用(年間) 376 人日	<機械等装備> トラクター32ps、管理機、自走式ブームスプレイヤー、フラワーバインダー等のキク類・トルコギキョウ用機械一式 <その他> ・キク類 7月下旬～8月中旬出荷 ・トルコギキョウ 10月出荷
26 水稲＋野菜(山の芋) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稲 1,000 a 野菜 100 a 計 1,100 a	主食用米(移植) 加工用米(移植) 山の芋(路地)	600 a 400 a 100 a	<経営収支> 粗収益 17,016 千円 経営費 11,573 千円 (うち雇用費 1,200 千円) 所 得 5,443 千円 (主たる従事者 4,643 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,465 時間 臨時雇用(年間) 120 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、移植機、掘取機、コンプレッサー等の山の芋用機械一式 <その他> ・加工用米 多収品種による収益確保 ・山の芋 11月出荷
27 水稲＋工芸作物(とんぶり) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 300 a 計 700 a <土地利用> 水稲 400 a 工芸作物 300 a 計 700 a	主食用米(移植) とんぶり	400 a 300 a	<経営収支> 粗収益 13,264 千円 経営費 7,465 千円 (うち雇用費 460 千円) 所 得 5,799 千円 (主たる従事者 4,999 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,690 時間 臨時雇用(年間) 63 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石1基等の水稲用機械一式、管理機、脱穀機、早型乾燥機等のとんぶり用機械一式 <その他> ・とんぶり 11月～3月加工出荷

2 組織経営体（法人）

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
28 土地利用型 （水稲＋大豆） <経営規模> 水田借地 10,000 a <土地利用> 水稲 6,000 a 大豆 4,000 a 計 10,000 a	主食用米（移植） 大豆	6,000 a 4,000 a	<経営収支> 粗収益 117,359 千円 経営費 77,671 千円 （うち雇用費 3,136 千円） 所得 39,688 千円 （主たる従事者 7,938 千円） <労働時間> 主たる従事者 1,124 時間/人 臨時雇用（年間） 490 人日	<機械等装備> トラクター50ps2台72ps2台、田植機8条3台、コンバイン6条2台、大豆コンバイン2台ほか水稲・大豆用機械一式
29 土地利用型 （水稲＋飼料用米） <経営規模> 水田借地 10,000 a <土地利用> 水稲 10,000 a	主食用米（移植） 飼料用米（移植）	6,000 a 4,000 a	<経営収支> 粗収益 127,188 千円 経営費 90,883 千円 （うち雇用費 5,648 千円） 所得 36,305 千円 （主たる従事者 7,261 千円） <労働時間> 主たる従事者 1,320 時間/人 臨時雇用（年間） 883 人日	<機械等装備> トラクター50ps3台72ps3台、田植機8条3台6条1台、コンバイン6条3台4条1台、飼料用米乾燥調製機械ほか水稲用機械一式
30 複合型 （水稲＋野菜（ねぎ）） <経営規模> 水田借地 5,000 a <土地利用> 水稲 3,000 a 大豆 1,600 a 野菜 400 a 計 5,000 a	主食用米（移植） 大豆 ねぎ（夏どり） ねぎ（秋冬どり） ねぎ（囲い）	3,000 a 1,600 a 150 a 200 a 50 a	<経営収支> 粗収益 93,247 千円 経営費 62,293 千円 （うち雇用費 4,299 千円） 所得 30,954 千円 （主たる従事者 6,191 千円） <労働時間> 主たる従事者 1,753 時間/人 臨時雇用（年間） 672 人日	<機械等装備> トラクター50ps1台72ps2台、田植機8条1台、コンバイン6条1台、大豆コンバイン1台、汎用乾燥機2基等の水稲・大豆用機械一式、収穫機、根葉切り皮むき機、管理機等のねぎ用機械一式
31 複合型 （水稲＋大豆＋野菜（えだまめ）） <経営規模> 水田借地 5,000 a <土地利用> 水稲 3,000 a 大豆 1,300 a 野菜 700 a 計 5,000 a	主食用米（移植） 大豆 えだまめ（中生） えだまめ（中晩生） えだまめ（晩生）	3,000 a 1,300 a 250 a 250 a 200 a	<経営収支> 粗収益 74,598 千円 経営費 53,841 千円 （うち雇用費 4,528 千円） 所得 20,757 千円 （主たる従事者 5,189 千円） <労働時間> 主たる従事者 1,164 時間/人 臨時雇用（年間） 708 人日	<機械等装備> トラクター50ps1台72ps1台、田植機8条1台、コンバイン6条1台、大豆コンバイン1台、汎用乾燥機2基等の水稲・大豆用機械一式、管理機、防除機、脱莢機、選別機等えだまめ用機械一式

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
32 複合型 (水稻＋花き(小ギク, スプレーギク)) <経営規模> 水田借地 5,000 a <土地利用> 水稻 4,800 a 花き 200 a 計 5,000 a	主食用米（移植） 加工用米（移植） 小菊（露地） スプレーギク（施設）	3,000 a 1,800 a 150 a 5,000 m ²	<経営収支> 粗収益 93,072 千円 経営費 65,814 千円 （うち雇用費 6,728 千円） 所得 27,258 千円 （主たる従事者 6,815 千円） <労働時間> 主たる従事者 1,573 時間/人 臨時雇用（年間） 1,051 人日	<機械等装備> トラクター50ps1台72ps1台、田植機8条1台、コンバイン6条1台、大豆コンバイン1台、汎用乾燥機2基等の水稻・大豆用機械一式、管理機、自走式ブームスプレイヤー、フラワーバインダー、結束機等キク類用機械一式
	<地域への還元> ・主たる従事者 4 人 ・地代支払い 5,500 千円 ・支払雇用労賃 8,896 千円			

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の5の（2）に示したような目標を可能とする、新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、主要な営農類型は第2で示したものを原則とする。

なお、実現可能な所得水準は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得について、第2で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の重点戦略作物であるえだまめや山の芋、ねぎなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県北秋田地域振興局や農業研修センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業支援センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるように必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すとおおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地域	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
市全域	75%	

(注1)「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

(注2) 目標年次は、令和17年度とする。

○農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

今後定める地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として農用地の利用調整に取り組み、効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の集約化を図る。特に農地中間管理機構関連農地整備事業等の基盤整備事業を契機とした集約化を積極的に促進する。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密

な連携のもと、地域計画の策定を通じ、地域での合意形成を図りながら、面的にまとめて農地中間管理機構に農地を貸し付け、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積に取組を促進するなど、地域内の農地利用の再編成を推進する。また、中山間地域や担い手が不足している地域では、農用地の利用集積の対象者の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた農地の利用集積の取組を促進するとともに、新規参入者の確保の取組等についても進めていく。その際、農業委員会は、関係機関と連携し、農地の貸し手・受け手の意向等を把握して、貸し手・受け手の掘り起こしを行う等、農地等の利用の最適化に向けた中心的な役割を担い、市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、協議の場において地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度において利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて地域計画の変更を行う。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の地域の担い手の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように地域における話し合い活動の中で十分な調整を行うこととする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

県営ほ場整備事業の実施が進められる地区では、ほ場区画の大型化による高性能な生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進事業を実施する。未整備ほ場が多い中間・山間農業地域においては、農用地利用改善事業を推進し農用地利用改善団体の活

動を活発化する。

また、基盤整備事業や中山間地域等直接支払制度を積極的に活用するとともに集落営農による組織化・法人化を推進し、担い手不足のもとで懸念される遊休農地等の発生防止を図る。さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、援助を行う。

なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、市全域を対象として地域計画の策定と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるように努めるものとする。以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項（農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置方法、同法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他同法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項）

（1）協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、市広報やホームページ等を利用等に加え、他の農業関係の集まりを活用し周知を図るものとする。

参加者については、農業者、市、県、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、必要に応じて農地中間管理機構、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業部農政課に設置する。

（2）地域計画の区域の基準その他地域計画の達成に資するための事業に関する事項

地域計画の区域については集落を単位としつつ、農業上のつながりを考慮したうえで各地域の状況や農業者の意向等に応じた柔軟な区域設定に努める。

地域計画の区域設定や区域ごとの農業の現状把握、意向調査の方法、実施、協議の場での協議事項等について、事前に農業者代表、市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県などの関係機関で協議するため、産業部農政課を事務局とした地域計画策定推進協議会を設置し、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで円滑に取組が進むよう努めるとともに、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

なお、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、市は地域の協力、同意の上、活性化計画の作成を検討するなど、地域が主体となった粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）施行後２年間の経過措置期間中、各地域に地域計画が策定されるまでの間、その作成や計画の達成に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積、集約化を進める。また、農地中間管理事業についても一括方式の活用により、これまで通り推進を図る。

（１）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人若しくは農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成２１年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては（ア）、（ウ）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（ウ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者はおおむね利用権の設定等を行う農用地面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業または法第7条第1号に規定する特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効果的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定等については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として、組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について、利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（政令第3条第2号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要であると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請

の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ 市は、①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整がされたときは、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積及び利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善並びに安定に資するよう努めるものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について、利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が、農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該

所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が、毎事業年度の終了後３月以内に、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第６条の２で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

（ア） 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

（イ） 原状回復の費用の負担者

（ウ） 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者及び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の事項を市の掲示板への掲示によ

り公告するものとする。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(又は移転し)、若しくは所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は

使用貸借の解除をしないとき

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とし、地域計画の策定の区域と可能な限り連携が取れる枠組みとするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体が定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備える者は基本要綱に定めることにより、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をするものとする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が、認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員から、その所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業を営む法人を除き、農業を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程において、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合には、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けること若しくは特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、県、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

市は、地域計画の実現に向けて、担い手が受けきれない農用地について、将来、担い手に引き継ぐことが重要であることから、農地として管理できる農作業受委託の推進に向けて、次に掲げる事項を重点的に推進し、組織的に促進するうえで必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給与制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 5 に掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、農業生産基盤整備の促進を通じて水田の大区画化を進めるとともに農業近代化施設の導入を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 市は、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 地域の農業振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

① 市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人秋田県農業公社との連携をもとに、同公社の業務の一部を受託等することによって市内での事業の実施の促進を図る。

② 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、県、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1から第4で掲げた目標や指標で示される効率的かつ安定的な経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画に基づき、年度ごとに当面行うべ

き対応を各関係機関・団体一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

別紙1（第6の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
⇒ その土地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合における、その開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として、利用するための利用権の設定等を受ける場合
⇒ その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合
⇒ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
⇒ その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合
⇒ その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第6の2の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権限に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は3・6・10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮するうえで適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からかぞえて3・6・10年とすることが相当でないと定められる場合には、3・6・10年と異なる存続期間とすることができる。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえ、た賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算出する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合に原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目の如何を問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当
2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。	3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用		

3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃はそれを金銭に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。		該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	--	--	---

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借り賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。	Ⅰの③と同じ。	Ⅰの④と同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合においては、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等には、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③と同じ。 この場合においては I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④と同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払い方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限まで対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。